

知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続を求める意見書

政府は、障害者自立支援法は廃止し、新たに障害者総合福祉法（仮称）を制定すると明言しており、現在、障がい者制度改革推進会議で論議が進められている。

しかし一方では、障害者自立支援法にもとづき、新体系への移行促進が図られ、知的障がい者の入所施設の存続が危惧されるとともに不安が広がっている。

障害者自立支援法では、施設での事業は日中活動と夜間の居住支援の事業に分けられ、報酬単価については、夜間は日中の約3分の1であり、入所施設の経営に影響を及ぼすことにもなる。

また、障害程度区分は、介護保険をモデルに作成され、知的障がい者には不適切であることから、政府において見直しが約束されていたにも関わらず、いまだ見直しはなされておらず、障害程度区分によっては、新たに入所できないなど、施設でのサービスが制限されている状況である。

さらに、報酬の日額制は、利用者が異なる日中活動の場を選択できるため、利点があるとされているが、知的障がい者はその障がい特性にあわせた継続的な支援が必要である。そのうえ、日額制では施設への報酬収入が一定せず、職員の非常勤化や支援の質の低下等も懸念され、その跳ね返りは、知的障がい者が受けることとなる。

よって、国においては、知的障がい者が安心して暮らせる入所施設の存続のため、下記の事項について措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 知的障がい者が安心・安全に暮らせる昼夜一貫型支援の入所施設を存続させること。
2. 障がい者を機械的に振り分け、福祉サービスを制限する障害程度区分については廃止し、本人に必要な支援・サービスを適宜提供できる支援制度を早急に整備すること。
3. 障害者自立支援法の廃止の明言と矛盾する新体系移行については、施設の選択に任せること。
4. 福祉サービスにかかる報酬については、月額制へ戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

横 路 孝 弘 様
西 岡 武 夫 様
菅 直 人 様
野 田 佳 彦 様
細 川 律 夫 様